

確定申告の準備は お早めに!

提出期間は2月16日(木)～3月15日(水)です

確定申告とは、前年1月1日から12月31日までの1年間の所得とそれに対する所得税額を計算し、確定申告書を税務署へ提出することをいいます。

申告が必要な人は、収入がわかる書類や控除証明書などの書類を揃えたうえで申告します。なお、事業(営業・農業)や不動産の所得の申告は、事前に収支内訳書を作成してください。

源泉徴収などですでに納めている所得税額より確定申告書で計算した所得税額が少ない場合の還付申告は、2月15日(水)以前でも税務署で行えます(平日の午前9時～午後5時)。

※市では、申告受付を行います。詳しくは、広報こなん2月号でお知らせします(日程表は事前に市ホームページに掲載します)。

※水口税務署の確定申告会場は、2月16日(木)から水口社会福祉センター(甲賀市)に開設します。

問水口税務署 ☎62・0314(代)

※自動音声での案内です。アナウンスに従い、操作してください。

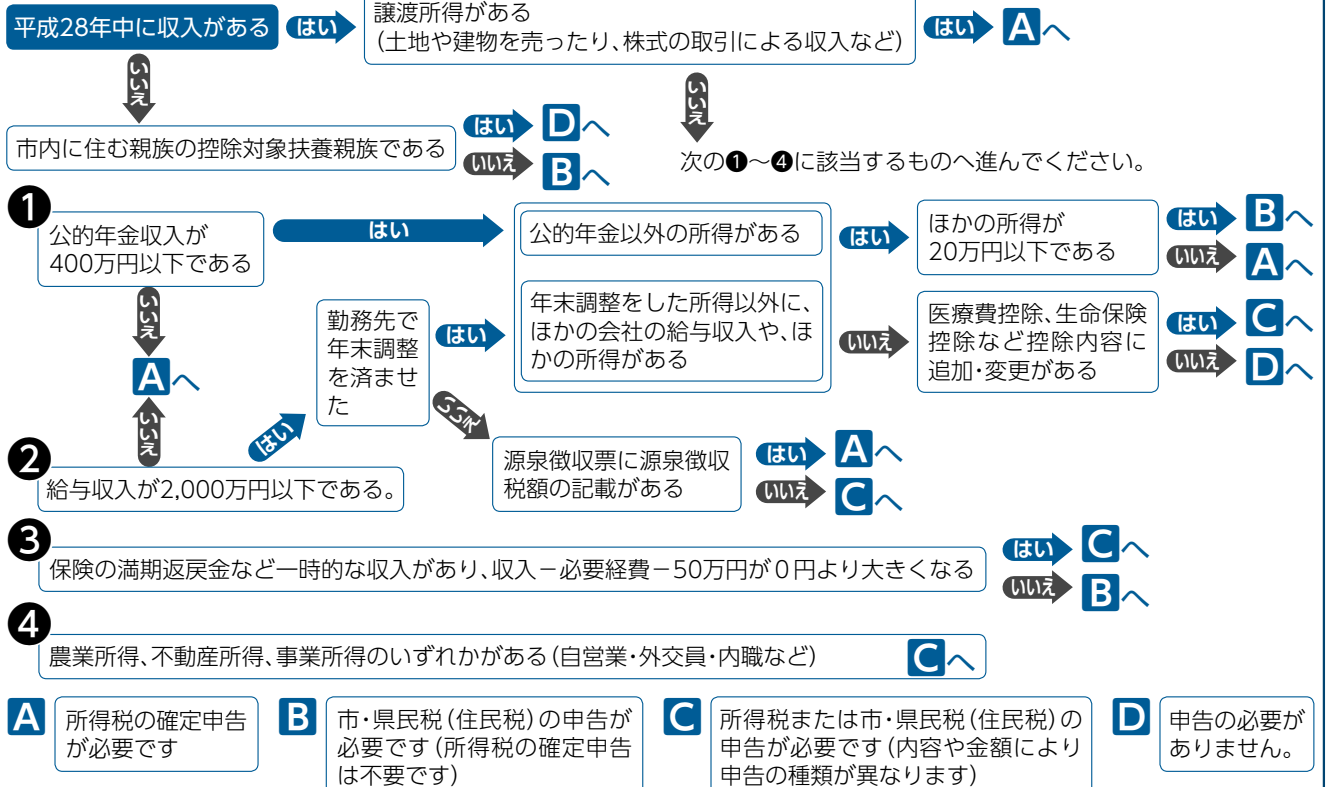
税務課(東庁舎) ☎71・2319

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

あなたは確定申告が必要?不要?

申告かんたんチェック

スタート!



※所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

■市・県民税(住民税)の申告について

- ・昨年1年間、無収入の人でも住民税の申告をしなければ、(非)課税証明書など一部税証明が発行されない場合があります。
- ・非課税収入(遺族年金・障害者年金など)や預貯金などで生計を立てていた人は住民税の申告が必要です。

申告をしなければ、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減対象になりません。

平成28年分から確定申告書などの提出の際には

申告書へのマイナンバーの記載



本人確認書類の提示または写しの添付

が必要です

本人確認に必要なもの

マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と本人確認)が可能です。
- 自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示や写しの提出は不要です。



マイナンバーカードを持っていない人

本人のマイナンバーを確認できる書類

次のうちいずれか一つ

- 通知カード
- 住民票の写しか住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限る)



記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

次のうちいずれか一つ

- 運転免許証
- 健康保険証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人へ

「上場株式などの譲渡所得および配当所得がある人は申告に注意してください」

国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人は、所得に応じて保険料や保険料の計算を行います。

申告した所得を各保険税(料)の計算に含めるため、譲渡所得や配当所得などを申告すると保険税(料)が増える場合があります。所得税の還付金よりも保険税(料)の増額が大きくなる場合もありますので、注意してください。

【株式の譲渡所得や配当所得について】

証券会社の特定口座で源泉徴収されている場合や、上場株式の配当があった場合(大口株主は除く)、確定申告は原則不要です。しかし、所得よりも所得控除が多い場合や、株式の売買について平成25〜27年分の損失を繰越している場

合は、確定申告をすることで源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

「1年間の納付額をお知らせします」

平成28年中の各保険税(料)の納付額を記載した「社会保険料納付確認書」を、1月中旬に納付義務者へ送付します。

昨年1年間に納付した各保険税(料)は、国民年金保険料と同じく社会保険料控除として支払った全額を支払った人の所得から差し引くことができます。

※年金から天引きされている各保険税(料)は含まれていません。別途、年金の源泉徴収票などで確認してください。

※年金から天引きされている各保険税(料)は、年金受給者本人の所得からしか差し引けません。

※勤務先の年末調整で、すでに社会保険料控除に含めている人は、申告時に控除が二重にならないよう注意し

てください。

※市役所から送付する「社会保険料納付確認書」は申告書への添付義務はありませんが、日本年金機構から送付される国民年金保険料の控除証明書は添付が必要です。

申告書などは国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自宅や事業所のパソコンから申告書を作成すると、税額が自動計算され、誤りなく作成できます。

○申告書は次のいずれかの方法で提出してください

- ・インターネット(e-Tax)で提出(住民基本台帳カード(電子証明書付)、またはマイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です)。
- ・印刷して添付書類とともに郵送などで提出。

医療費控除

本人や生計を一にする家族が病気やけがなどで治療を受け、1年間におおむね10万円を超える医療費を支払ったときには、医療費控除として所得から差し引くことができます。

問 税務課(東庁舎)
TEL 71・2319
FAX 72・2460



控除できる金額は？

医療費控除の金額は左図のように計算し、最高200万円までです。

「保険金などで補てんされる金額」とは、健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金のほか、生命保険契約(簡易保険などを含む)の医療保険金、入院給付金などです。

医療費控除額の計算方法

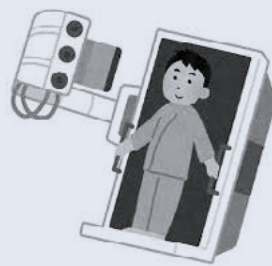
$$\begin{aligned} & \text{①} \quad \text{支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補てんされる金額} = \text{負担した医療費(A)} \\ & \text{②} \quad \text{10万円または所得金額の合計額の5%のいずれか少ないほうの金額} = \text{(B)} \\ & \text{③} \quad \text{(A)} - \text{(B)} = \text{医療費控除額(最高200万円)} \end{aligned}$$

対象になるもの

- 医師、歯科医師による診療費・治療費・入院費
- 治療、療養のための医薬品の購入費(薬局以外で購入したものも含む)
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師による治療のための施術費
- 主治医の証明を受けた介護用おむつ費用
- 介護保険サービスを受けた際の領収書などに記載されている医療費控除相当分
- 特定保健指導のうち一定の基準に該当する人が支払う自己負担金
- 通院のための交通費(公共交通機関のもの)

対象にならないもの

- 健康診断、人間ドック費用(診断で病気が見つかり、治療に至った場合は対象になります)
- 美容整形の費用
- 疾病予防、健康増進のための医薬品、予防接種
- 通院にかかるタクシー代(やむを得ない場合は対象になる場合があります)、自動車のガソリン代、駐車料金など



今からできる準備は？

- ① 昨年1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費の領収書を用意する(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」は、領収書になりません)。
- ② 治療を受けた人ごとの病院別にそれぞれ合計し、医療費の明細書を作成する(明細書は、指定・任意様式のどちらでもかまいません)。
- ③ 生命保険などで補てんされたり、健康保険から返ってきた金額があれば、差し引く。なお、まだ保険金などを受け取っていない場合は、受取予定額を差し引く。

国民健康保険に加入している人へ

健康保険から支給された高額療養費は、支払った医療費から差し引かなければなりません。12月末までに支払った医療費が高額療養費に該当する場合は、確定申告までに保険年金課(東庁舎)(TEL 71・2324)で申請をしてください。

■申請に必要なもの

- ① 医療費領収書の原本(確認後、返却します)、② 健康保険証、③ 口座番号のわかるもの、④ マイナンバーカードか通知カード

大人用おむつ代(確認書交付)

要介護認定を受けている人のおむつ代を医療費控除として申告することができます。初回は医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降は市が発行する確認書で申告することができます。申請書を高齢福祉課(保健センター)へ提出してください。

※介護保険認定時の「主治医意見書」に「おむつ使用」などの記載がない場合は確認書を交付できません。

住宅ローン控除

ローンを組んで住宅を購入したときや新築、増改築などを行ったとき、一定の要件を満たしていれば、計算式で求めた額を「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」として所得税から差し引くことができます。

●必要な書類

- ・住民票の写し（平成28年分は除く）
- ・家屋・敷地の登記事項証明書
- ・工事請負契約書・売買契約書の写し
- ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
- ・給与所得の源泉徴収票（サラリーマンの場合）など

※増改築や中古住宅で一定の築年数を経過したものや長期優良住宅などは、ほかに必要書類があります。

控除を受けるためには、確定申告が必要です。サラリーマンは2年目以降、年末調整で控除が受けられます。

※詳しくは水口税務署へ問い合わせてください。

バリアフリー改修工事や省エネ改修工事をした場合

住宅ローンを組んでマイホームの増改築をし、その中にバリアフリー改修や省エネ改修が含まれる場合は、通常の住宅ローン控除と「特定増改築等住宅借入金等特別控除」のどちらかを選択して受けられます。またローンを組まずにバリアフリー改修や省エネ改修をした場合でも、一定の要件を満たせば「住宅特定改修特別税額控除」が受けられます。

ふるさと

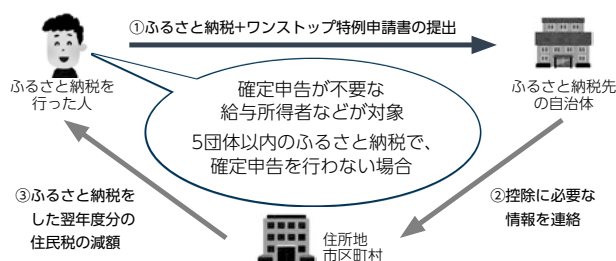
納税制度

都道府県や市区町村に寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税、市・県民税（住民税）から全額が控除される制度です。

※全額控除されるふるさと納税額の年間上限を超えた金額は、全額控除の対象となりません。

また、確定申告が不要な給与所得者などで、ふるさと納税先が5団体以内の場合、確定申告が不要となる「ワンストップ特例」を受けることができます。

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合



平成29年4月採用 湖南省職員を募集します

試験区分		保育士・幼稚園教諭・保育教諭
採用予定人数		2人
受験資格	年齢要件	昭和57年4月2日以降に生まれた人
	資格要件	保育士資格および幼稚園教諭免許を有する人（平成29年3月31日までに取得見込みを含む）。
第一次試験		日時：1月28日（土） 午前9時45分～午後5時 場所：共同福祉施設（サンライフ甲西）
第二次試験の詳細については、第一次試験合格者に通知します。		
受験申込書		人事課で配布するほか市ホームページからもダウンロードできます。郵送を希望する人は、表に「職員採用試験（試験区分）申込書請求」と朱書きした封筒で、返信用封筒（サイズは33cm×24cm。140円切手を貼り、宛先を明記したもの）を送付してください。
受付期間		1月4日（水）～16日（月）の午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）。郵送は締切日必着

※詳しくは市ホームページを見るか、人事課へ問い合わせてください。

問 人事課〔東庁舎〕（〒520-3288 住所記載不要）
☎71・2312 ☎72・1146

寝たきりや認知症などの 高齢者が障害者控除の 対象になります（認定書を交付）

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、認定基準に該当する人は、障害者控除の認定書の交付が受けられます。認定書を確定申告時に提示すると所得税や市・県民税の障害者控除が受けられます。

また、認定時に比べ認知症や寝たきりの程度が変わったと思われるときは相談してください。

■申請方法 申請書を問へ。

■認定基準（次のいずれかに該当する人）

	日常生活自立度 （介護保険認定調査票）		身体障がい の程度 （指定医の診断書）
	障害高齢者	認知症高齢者	
特別障害者控除	BまたはC （寝たきり状態が6か月以上）	ⅣまたはM	重度 （1級または2級）
障害者控除	—	ⅡまたはⅢ	軽度（3～6級）

問 高齢福祉課〔保健センター〕
☎71・2356 ☎72・1481